

# 社会福祉法人愛正会役員等給与・報酬及び費用弁償規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛正会定款第9条及び第24条の規定に基づき、社会福祉法人愛正会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員及び評議員（以下「役員等」という。）の給与、報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、法人の理事及び監事並びに評議員の職にある者をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬及び退職慰労金をいう。
- (5) 費用とは、日当及び旅費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 常勤役員には、報酬を支給することができる。

2 非常勤役員には、報酬を支給しない。ただし、法人の理事長の職にある者には、報酬を支給することができる。

## (報酬の額)

第4条 法人の常勤役員及び非常勤役員のうち法人の理事長の職にある者の報酬総額は年間3,120万円以内とし、それぞれの報酬月額は別表に定める額とする。

## (費用弁償)

第5条 役員等には、費用弁償として日当及び旅費を支給する。

## (業務の種類)

第6条 日当及び旅費を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法人の理事会及び評議員会への出席
- (2) 監事による定期及び臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会い
- (4) 役員等の研修会への参加及び他施設等の視察業務
- (5) その他理事長が必要と認めた業務

## (費用弁償の額)

第7条 前条に定める業務を行った役員等には、日当として日額5,000円並びに旅

費として5,000円の費用弁償を行うものとする。

(退職慰労金)

第8条 役員等が退任した場合に、法人運営に対する貢献が顕著であると理事長が認めるとき、退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額は、評議員会において別に定める。

(重複給与等の調整)

第9条 法人から給与の支払いを受けている者には、日当、旅費及び退職慰労金は支給しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議による。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表 (役員報酬)

役 職 名	報 酬 の 額
理事長 (常勤役員)	月額 80万円以内
理事長 (非常勤役員)	月額 50万円以内
副理事長	月額 70万円以内
常務理事	月額 60万円以内